
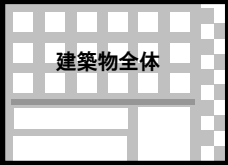



建築物省エネ法（第35条）に基づく 省エネ性能向上計画の認定手数料について

横浜市建築局

省エネ性能向上計画の認定申請手数料は、認定の対象範囲によって手数料の算定方法が異なります。また、
【ケース1】 建築主が横浜市への申請前に登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合
【ケース2】 建築主が横浜市に直接申請する場合
 により横浜市への認定申請手数料が異なります。また、**【ケース2】** の場合の認定申請手数料は、更に共用部分、非住宅部分の評価方法（標準入力法・誘導仕様基準による方法・モデル建物法など）によっても異なります。
 なお、**【ケース1】** の場合は、登録住宅性能評価機関等の審査料等が別途発生します。

■認定の対象範囲と優遇措置の有無

区分	① 一戸建ての住宅		② 一戸建ての住宅以外	
	認定対象範囲			
	建築物全体	建築物全体	住宅部分のみ	非住宅部分のみ
対象となる建築物	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外の全ての建築物	複合建築物	複合建築物
35条認定 (容積率緩和)	○ ○	○ ○	○ ×	○ ×

※「住戸部分のみ」の認定はできなくなり、「複合建築物の住宅部分」の認定が追加されました。

① 一戸建ての住宅の認定の場合

一戸建ての住宅の認定申請をする場合、認定申請手数料は住宅の床面積の区分に応じて次の金額となります。

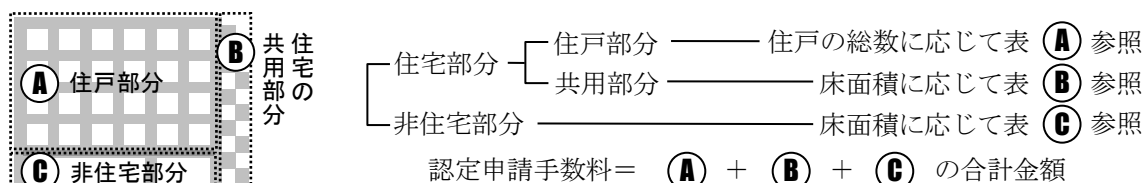
区分	建築主が横浜市への申請前に登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合		建築主が横浜市に直接申請する場合	
			誘導仕様基準 (※1)	性能基準 (標準計算等)
200㎡未満	4,900円		17,000円	34,000円
200㎡以上	4,900円		19,000円	38,000円

※1 外皮及び一次エネルギー消費量ともに誘導仕様基準により評価したものに限りです。

② 一戸建ての住宅以外の認定の場合

一戸建ての住宅以外の建築物の認定申請をする場合、認定申請手数料は、住戸の総数、住宅の共用部分の床面積及び非住宅部分の床面積に応じ、裏面の表に掲げる額のうち、認定に係るものを合計した額となります。

【複合建築物の全体を認定する場合】



A 住戸部分 住戸の総数に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に 登録住宅性能評価機関等の 技術的審査の適合証を受ける場合	建築主が横浜市に直接申請する場合	
		誘導仕様基準 (※1)	性能基準 (標準計算等)
1戸	4,900円	17,000円	34,000円
2～5戸	9,600円	34,000円	69,000円
6～10戸	16,000円	49,000円	97,000円
11～25戸	27,000円	71,000円	140,000円
26～50戸	45,000円	110,000円	200,000円
51～100戸	81,000円	160,000円	280,000円
101～200戸	130,000円	230,000円	380,000円
201～300戸	160,000円	300,000円	500,000円
301戸以上	170,000円	340,000円	590,000円

※1 外皮及び一次エネルギー消費量とともに誘導仕様基準により評価したものに限りします。

B 共用部分 共用部分の床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に 登録住宅性能評価機関等の 技術的審査の適合証を受ける場合	建築主が横浜市に直接申請する場合	
		共用部分の一次エネを 計算しない評価方法 (※2)	共用部分の一次エネを 計算する評価方法
300㎡未満	9,600円	9,600円	110,000円
300㎡以上 1,000㎡未満	17,000円	17,000円	140,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000円	27,000円	180,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	81,000円	81,000円	280,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円	130,000円	360,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円	160,000円	430,000円
25,000㎡以上	200,000円	200,000円	500,000円

※2 共用部分の一次エネを計算しない評価方法の場合でも、申請範囲には含むため、表に記載の手数料の徴収をします。

C 非住宅部分 非住宅部分の床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	建築主が横浜市への申請前に 登録住宅性能評価機関等の 技術的審査の適合証を受ける場合	建築主が横浜市に直接申請する場合	
		モデル建物法(※3)	モデル建物法以外 (標準入力法、BEST等)
300㎡未満	9,600円	87,000円	230,000円
300㎡以上 1,000㎡未満	17,000円	110,000円	290,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	27,000円	150,000円	370,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	81,000円	240,000円	530,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円	310,000円	650,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円	370,000円	770,000円
25,000㎡以上	200,000円	440,000円	870,000円

※3 外皮及び一次エネルギー消費量とともにモデル建物法により評価したものに限りします。

(例1) 総住戸30戸、共用部分100㎡、店舗部分500㎡の建築物について、横浜市に直接申請する場合で、住戸部分を誘導仕様基準による評価方法、共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない評価方法、店舗部分にモデル建物法を使用したときの認定申請手数料

$$\text{A} \ 110,000 \text{円} + \text{B} \ 9,600 \text{円} + \text{C} \ 110,000 \text{円} = \underline{229,600 \text{円}}$$

(例2) 例1の建築物の住宅部分のみについて、登録住宅性能評価機関等の技術的審査の適合証を受ける場合の認定申請手数料

$$\text{A} \ 45,000 \text{円} + \text{B} \ 9,600 \text{円} = \underline{54,600 \text{円}}$$

なお、変更申請手数料は、原則、認定申請手数料の半額となります(100円未満切り捨て)。
ただし、当初申請と変更申請の評価方法が異なる場合には半額とならないことがあります。
詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

■建築基準関係規定への適合審査を併せて申請する場合

認定申請手数料に確認申請等の手数料が加算されます。詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。

■建築物省エネ法に基づく省エネ性能向上計画の認定制度に関するお問合せ先■

横浜市 建築局 建築企画課 建築環境担当 TEL 045-671-4526
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階